

赤堤一丁目町会

《平成 2 2 年度事業計画》

21 年度事業実績及び社会情勢を勘案し 22 年度事業を計画する。安全で安心、美しく高齢の方にも優しい街づくりがより進展することを目標とする。

1) 本部・事務局

部長 上田啓子

民主的組織運営を以って町会活動の向上を目指すものとする。

- イ) 町会活動の円滑化を図る
- ロ) 総会・理事会・役員会など開催する。
- ハ) 会議記録を作成し保存する。
- ニ) 住民のために情報提供や相談を行う。
- ホ) アンケートにて、住民ニーズ・満足度調査を行う。
- ヘ) 赤堤 1 丁目ニュースを定期発行する。
- ト) 懇親会・研修会などの開催及び補助を行う。
- チ) 他町会との交流促進など。

2) 会計

会計 金山美智子

地震が多発する今日、関東大震災は必ず来ると言われている。震災に備えて緊急時活動資金の準備をする。

- イ) 予算決算、資金管理を行う。
- ロ) 地区担当と連携、町会費を行う。振込制度開始。
- ハ) 日赤募金・共同募金・歳末助け合い運動に協力。
- ニ) 町会加入促進。共同住宅を重点に加入率の向上を計る。

3) 防犯交通部

部長 小沢祥男

引たくり事件が減少し、空き巣事件が増加傾向にある。住民のすべてが防犯意識を高め、犯罪者の入り込みづらい街づくりを行うものとする。交通事故防止には交通安全協会に協力、連帯して防止に努めるものとする。

- イ) 防犯活動及び交通安全活動の促進。
- ロ) 防犯及び交通安全勉強会開催。
- ハ) 町内有志によるパトロール実施。(毎週金曜日 20 時・歳末警戒など)
- ニ) 部員募集・増強を図る。
- ホ) 自転車マナーの向上(無灯火、携帯電話禁止等)
- ヘ) 一声運動。行き交う人と挨拶を行い犯罪者・不振人物に隙を与えない。
- ト) 塀や植え込みを改善し、入り込めないよう、死角を造らぬよう運動促進。
- チ) 防犯灯・錠前・防犯ベルの設置改善強化運動推進。
- リ) 北沢警察との連携緊密化を高める。など、セキュリティ

4) 防災防火部

部長 岩田慎吾

首都圏直下型地震対策を重点として、防災防火活動の充実を目指す。

- イ) 東京消防庁・世田谷消防署・消防団 11 分団との連帯を強めると共に、防災防火活動への参加協力を呼び掛ける。
- ロ) 防災防火、及び避難に関する勉強会の開催。
- ハ) 一般住宅火災報知器設置義務の推進。
- ニ) 赤堤小学校、その他地域の防災避難訓練に参加。
- ホ) 地震災害に強い街づくり。
 - A・家屋の耐震検査を推進する。
 - B・耐震耐火構造家屋への改新築推進。
 - C・防火林や防火帯、公園など避難用空間の創設促進を働きかける。
 - D・町内防災倉庫の設置を図る。
- ヘ) 災害時高齢者の方への支援
- ト) 部員募集・増強を図る。

5) 文化福祉部

部長 佐藤由美子

- イ) 文化福祉の振興充実
 - A・出産祝い・入学祝い・敬老祝いなど祝い金贈呈。
 - B・バス旅行・町内親睦会の開催。
 - C・六所の森クラシックコンサート開催に協力。
- ロ) 児童及び青少年健全育成への協力。
 - A・六所神社祭礼（子ども神輿）
 - B・ラジオ体操
 - C・緑陰子ども会
 - D・生涯学習センター
- ハ) 高齢者に寄り添った見守り

6) 保健環境部

部長 佐野恒夫

- イ) 環境衛生の向上参加協力。
- ロ) 胃・大腸ガン検診促進。
- ハ) 環境に優しいくらし実践活動。
- ニ) 放置自転車クリーンキャンペーンに協力。
- ホ) 新築マンション・住宅などの合法建築推進。
- ヘ) 最高裁判所跡地・樹木保存運動促進。
- ト) 町内美化
 - 1) カラス対策の強化
 - A・共同住宅ではゴミ袋収納ゲージ（大型アルミ収納庫）の設置。
 - B・個人住宅では大型ポリ容器でのゴミだし励行。
 - C・収集日以外のゴミだし禁止。

2) タバコの吸殻対策

A・歩行禁煙、ポイ捨て禁止運動の強化。(ポスター掲示や口頭注意など)

B・自宅前清掃。

C・マナーの提唱。

3) ペット公害対策

A・散歩時の糞、始末義務の励行・マナーの呼び掛け。

4) 緑化推進

A・植樹による緑化促進

7) 日本赤十字奉仕団松沢分団

日本赤十字奉仕団活動への協力

8) 民生・児童委員協議会

子どもから高齢者の方への見守り

9) 青少年松沢地区委員会

子どもの居場所の確保

10) 身近なまちづくり推進協議会

- ① 健康グループ ② 花グループ
- ③ サロングループ ④ 防犯グループ

11) ゴミ減量リサイクル推進委員会

ゴミ減量への推進・啓発

12) 避難所運営委員会

非常時にむけ活動

13) 松ざわニュース編集委員会

年4回発行

14) 松沢地区社会福祉協議会

住みやすいまちづくりを目指した活動への協力参加

15) 苦情解決委員会

町内苦情に対応、速やかに解決にあたる。

16) オンブズマン制度促進

オンブズマン制度確立を目指し促進努力を図る。

《町会運営要領》

- イ) 和を大切に、社会正義・論理・道徳を守ることを図る。
- ロ) 合理性先見性を持ち、調和した民主的組織運営を図る。
- ハ) 事業の計画と結果、責任と義務の明確化を図る。
- ニ) 運営の公正公平透明性向上を図る。
- ホ) 必要に応じプロジェクトチームを編成し活動する。
- ヘ) 指導支援を受けるためにアドバイザーの委嘱を行う。
- ト) 次世代理事の育成を含み、事業の理解支援者の選任拡大を図る。
- チ) 事業の適正化を図るため厳正な監査指導を受ける。
- リ) 苦情処理制度及びオンブズマン制度による社会性促進をはかる。